

聖霊女子短期大学 ハラスメントに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聖霊女子短期大学（以下「本学」という。）において、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じたときに適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、本学のすべての学生及び教職員に対し、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他不利益を与え、学習、教育、研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育、研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習、研究意欲を低下させ、又は学習、研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

(4) 妊娠、出産、育児休業、介護休業等の取得などを理由として上司、同僚等からの否定的な言動により職場環境を悪化させることをいう。

(5) その他のハラスメント

前第1号から第4号以外の行為により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育、研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程におけるハラスメントの対象者は、次のとおりとする。

(1) 本学において就労する教職員（非常勤の者を含む。）

(2) 本学の学生（科目等履修生等を含む。）

(3) 委託業者又は派遣職員等、本学の業務、学業遂行に関係する者

(管理体制)

第4条 本学におけるハラスメント防止のための責任者は、学長とする。

2 学長は本学のハラスメントの防止及び対策に関する業務を統括し、これに関連する問題が生じたときは、理事長に報告の上、迅速に対処しなければならない。

3 各部署の長（科長、事務長）は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関する問題が生じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(ハラスメント防止体制)

第5条 教職員を管理、監督する地位にある者（科長、事務長）及び学生を指導する立場にある者は、次の事項に注意してハラスメント防止に努めなければならない。

(1) 日常の執務又は教育、研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(ハラスメント対策委員会)

第6条 本学にハラスメントが発生したときの適切な措置を行うため、ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員の任命は学長が行う。ただし、ハラスメント事案の当事者は除く。
 - (1) 副学長
 - (2) 科長
 - (3) 事務長
 - (4) 学長が指名する者(2名以上)
- 3 対策委員会の委員長(以下「委員長」という。)は学長が指名する。委員長は、対策委員会を招集し、議長となる。
- 4 対策委員会は、必要に応じて学外専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長は対策委員会の状況について学長に報告をし、必要に応じて進言するものとする。

(ハラスメント相談窓口、相談員)

第7条 ハラスメントの相談を受け付けるため、次に掲げる窓口となる相談員を置く。

- (1) 科長
- (2) 事務長
- (3) 学生相談室担当者
- (4) 保健室担当者
- (5) 必要に応じて学長が指名した者

(ハラスメントに関する相談員の役割)

第8条 相談員は、ハラスメント行為を受けたと認識したときは、相談、苦情、救済について、相談者の同意を得て、相談内容を各部署の長(科長、事務長)を通して学長に報告する。

(ハラスメントに関する調査、審議、認定、通知)

第9条 学長は、前条の報告を受けたときは、対策委員会開催の手続をする。

- 2 対策委員会は、当該ハラスメント事案の調査の要否を審議し、その結果調査の必要があると決定したときは、調査を開始する。
- 3 対策委員会は、当該ハラスメント事案の調査の内容を審議し、ハラスメントの有無を認定する。
- 4 委員長は、結果を学長に報告し、学長の承認を得た後、当事者に対して通知する。

(懲戒処分等)

第10条 学長は、ハラスメント行為の事実が認定されたときは、理事長に当該認定事実を報告し、本学就業規則等の学内諸規則に基づく処分等は、理事長が行う。

(再発防止の取組み)

第11条 対策委員会は、ハラスメント行為が認定された事案について、再発防止策を検討する。

(遵守事項)

第12条 対策委員会の委員、相談員、その他関係する教職員は、ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付則

この規程は、2020(令和2)年6月1日から施行する。